

新プラン骨格案について

平成26年7月29日

【目次】

1 新プランの法律上の位置づけについて	・ ・ ・ ・ ・ 1～2
2 新プランのイメージ図	・ ・ ・ ・ ・ 3
3 新プランにおける他計画との関係について	・ ・ ・ ・ ・ 4
4 新プランの構成	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1)第1部 計画の基本	・ ・ ・ ・ ・ 6～8
(2)第2部 計画の背景と視点	・ ・ ・ ・ ・ 9～12
(3)第3部 基本理念・基本目標等	・ ・ ・ ・ ・ 13～14
(4)第4部 施策の展開	・ ・ ・ ・ ・ 15～30
(5)第5部 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策	・ ・ ・ ・ ・ 31～32
(6)参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 33

1 新プランの法律上の位置づけについて

- ・平成24年8月、子ども・子育て支援法が成立し、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされた
- ・一方、平成26年4月、次世代育成支援対策推進法の平成27年度からの10年間の延長が決定し、市町村は市町村行動計画を策定することができることとされた

	市町村子ども・子育て支援事業計画	市町村行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
計画期間	平成27～31年度	平成27～31年度(前期)
策定義務	策定義務づけ	策定は任意
法の趣旨	質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供を主眼に、施設・事業の需給計画や、子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する施策等について、自治体に事業計画の策定を義務付けるもの。	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、事業主に対する行動計画策定の義務付け等や企業に対する認定制度を設けるもの。
掲載内容	<p>〈必須記載〉</p> <p>(1)区域設定</p> <p>(2)幼児期に教育・保育の量の見込・確保方策</p> <p>(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込・確保方策</p> <p>(4)認定こども園の普及、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の推進方策</p> <p>〈任意記載〉※大都市特例事務は必須</p> <p>(1)産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保</p> <p>(2)子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する施策</p> <p>(3)労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p>	<p>〈取組が望まれる施策〉</p> <p>(1)地域における子育ての支援</p> <p>(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>(3)子どもの心身の健やかな成長に資する育成支援や教育環境の整備</p> <p>(4)子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>(5)職業生活と家庭生活との両立の推進等</p> <p>(6)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進</p> <p>(7)子ども等の安全の確保</p> <p>(8)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>※現時点の策定指針案によるもので、変更の可能性あり</p>

1 新プランの法律上の位置づけについて(続き)

○本市の対応

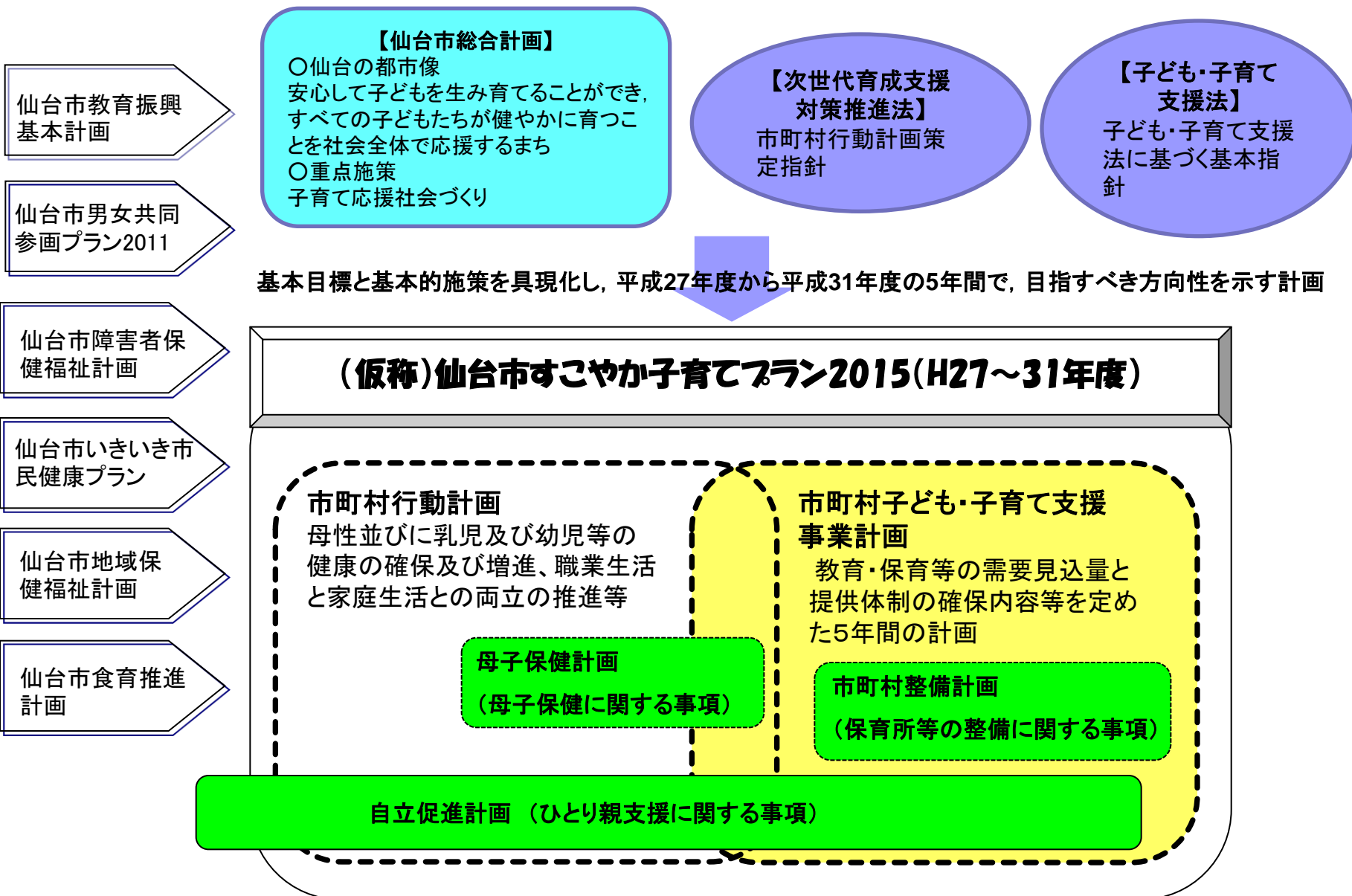
新プランを策定するにあたり

- ①現在の「仙台市すこやか子育てプラン2010」が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付けられている
- ②仕事と子育ての両立に向けた環境整備をはじめとする、同法が扱う課題に対して引き続き取り組む必要がある
- ③市町村子ども・子育て支援事業計画と市町村行動計画の双方を策定する場合は、一体のものとして策定することができる



上記の①～③の理由により、新プランを子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の2つの計画を一体化した計画として策定することとする。

2 新プランのイメージ図



3 新プランにおける他計画との関係について

○子ども・子育てに関する個別計画との関係

- ・母子保健に関する計画である母子保健計画、保育所等の整備に関する計画である市町村整備計画については、市町村子ども・子育て支援事業計画または市町村行動計画における内容と重複するため、新プランに包含する
- ・ひとり親家庭等に関する計画である自立促進計画については、子ども・子育てに関する分野のみ新プランに包含する

計画名	根拠	計画の趣旨	現プランでの位置づけ	新プランでの位置づけ
母子保健計画	平成8年5月1日付 児母第20号 厚生省児童家庭局母子保健課長通知	市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図る。	プラン本文中での明確な位置づけはないが、事業としてプランの中に包含されている。	新プランに包含する。
自立促進計画	(改正後) 母子及び父子並びに寡婦福祉法12条	ひとり親家庭等をめぐる状況を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、自立を促進する方向を示す。	計画自体はプランとは別個に作成。プランには、ひとり親家庭等安心生活プラン(現在の母子家庭等自立促進計画)の推進について記載されている。	子ども・子育てに関する施策以外の分野も含まれることから、計画自体はプランとは別個に作成。子ども・子育てに関する分野のみ新プランに包含する。
市町村整備計画	(改正後) 児童福祉法56条の4の2	保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画を定める。	現行の児童福祉法第56条の8において、市町村保育計画を策定することとされており、プランの中に包含されている。(法改正に伴い、市町村整備計画に変更)	新プランに包含する。(事業計画と一体のものとして策定)

○本市の他の子ども・子育てに関連する計画との関係

- ・仙台市総合計画を上位計画とし、本市の他の子ども・子育てに関連する計画との整合性を図り、計画を策定する

4 新プランの構成

新プラン構成(案)

第1部 計画の基本

→策定の経緯と趣旨、計画の位置づけ、計画期間等を記載

第2部 計画の背景と視点

→子どもと子育て家庭を取り巻く現状、基本的課題等を記載

第3部 基本理念・基本目標等

→計画の基本理念と基本目標、施策の体系を記載

第4部 施策の展開

→個別の掲載事業を記載

第5部 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

→事業計画の量の見込みと確保方策について記載

参考資料

→子どもに関係する基礎データ等を掲載

(1)第1部 計画の基本

第1部 計画の基本

1 策定の経緯と趣旨

○国の動向

- ・少子化の進行に伴い、様々な少子化対策を推進
- ・幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートする予定
- ・平成26年4月、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長が決定

○本市の取組み

- ・従来の子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画である「すこやか子育てプラン」を次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として位置づけ、平成17～21年度を計画期間とする前期計画、平成22～26年度を計画期間とする後期計画を策定
- ・平成27年度から本格施行を予定している、子ども・子育て支援新制度への対応の必要性
- ・現在のすこやか子育てプラン2010の計画期間が終了することから、子ども・子育てに関するアンケート調査等をもとに、市内における子ども・子育て家庭の現状と課題を把握するとともに、国の動向等も踏まえ、新たな計画を策定する

(1)第1部 計画の基本(続き)

2 計画の位置づけ

○法律上の位置づけ

- ・子ども・子育て支援法に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付ける
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付ける
- ・母子保健計画を包含する
- ・市町村整備計画を包含する
- ・自立促進計画(ひとり親家庭等の支援に関する計画)の一部を包含するとともに、その推進を図る

○本市の他計画等との位置づけ

- ・仙台市総合計画を上位計画とする
- ・子どもと子育て支援に関係する本市の各分野の計画と連携・整合性を図りながら計画を策定する

3 計画の範囲

- ・概ね18歳未満の子ども及びその家庭、それらを取り巻く地域社会

(1) 第1部 計画の基本(続き)

4 計画の期間

- ・平成27～31年度までの5年間とする
- ・計画期間の5年目の平成31年度中に、次期計画を策定する

5 計画の推進

(1) 各主体の役割

- ・市民や企業、市民団体などの各種関係団体の役割を明確にするとともに、相互の連携・協力を図りながら計画を推進する
- ・家庭、地域、学校、企業、市の役割について記載

(2) 計画の進捗状況の点検・評価

- ・庁内で進捗状況の点検や評価を行う
- ・年度ごとに、仙台市子ども・子育て会議において、計画の進捗状況の点検や評価を行い、その結果を公表する
- ・社会状況や計画の進捗状況などに応じて、計画の必要な見直しを行う

(2)第2部 計画の背景と視点

第2部 計画の背景と視点

1 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- ・以下の項目について、統計やアンケート調査の結果・現状の分析を記載
- ・「★」印は今回新たに掲載する資料

(1)少子化の進行

- ・依然として続く少子化傾向(仙台市の人口の推移、仙台市の将来推計人口、仙台市の出生数・出生率の近年の状況、合計特殊出生率の近年の推移)

(2)晩婚化・晩産化

- ・晩婚化の進行(仙台市の年齢区分別未婚率の推移、仙台市の平均初婚年齢の推移)
- ・晩産化の進行(仙台市の母親の年齢別第1子出生数の推移)

(3)女性の就労、子育ての状況

- ・共働き家庭の増加(両親の就労状況の変化★)
- ・女性の就労割合の増加(仙台市の女性の年齢階級別労働率の推移)
- ・男性の育児参加の意識(主に子育てを担当すると思う人)

(2) 第2部 計画の背景と視点(続き)

(前項の続き)

(4) 子育てに関する個人の意識

- ・子育てに関する不安感・負担感の増加(子育てに関する不安感・負担感の有無、子育て上の悩みや負担の内容)

(5) 子どもの育ちの状況

- ・心身の発達に不安のある子どもの存在(子どもの情緒や行動の面で相談したいことの有無★)
- ・異年齢の中で育つ機会の減少(兄弟姉妹の数★)
- ・基本的な生活習慣の乱れ(朝食を食べる頻度)

(6) 地域のつながりの変化

- ・地域のつながりの希薄化(隣近所の人との付き合いの程度)

(7) 支援を要する子ども・家庭の状況

- ・児童虐待や障害等に関する相談件数の増加(仙台市の児童相談所における虐待相談件数の推移、仙台市の発達障害等に関する相談件数の推移)
- ・ひとり親家庭の増加(仙台市のひとり親世帯数の推移、仙台市の児童扶養手当の受給者数の推移)

(2) 第2部 計画の背景と視点(続き)

2 基本的課題

(1) 少子化への対応

- ・結婚や出産、子育てに対する不安感・負担感を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
- ・次代を担う子どもが、家庭を持つことや子育ての意義、重要性について理解を深め、将来親としての力を発揮できるような土台づくり

(2) 子どもの育ちの支援

- ・社会で自立して生活していく上で必要な力を身につけていくことへの支援の充実
- ・家庭や地域の子育て力の向上のための取組の推進

(3) 社会全体による両立支援に向けた対応

- ・教育・保育基盤の整備や多様な保育サービス等の充実
- ・仕事と家庭の両立支援に向けた企業への啓発

(4) 支援を要する子ども・家庭への対応

- ・児童虐待や障害等により支援が必要な子ども、ひとり親家庭といった何らかの支援が必要な子ども・家庭への支援の充実

(5) 地域のつながりの希薄化等への対応

- ・子どもを見守り、子育て家庭を支えていくネットワークの構築
- ・地域における親子等の交流の場、居場所の確保

(2) 第2部 計画の背景と視点(続き)

3 計画の基本的視点

(1) すべての子どものすこやかな育ちの視点

- ・子どもの幸せと利益を最大限尊重する社会意識の醸成を図る
- ・発達段階に応じた、質の高い教育・保育及び子育て支援を行うことで、次世代を担うすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す

(2) 仕事と子育ての両立支援の視点

- ・就労形態の多様化に対応するため、教育・保育基盤の整備、多様な保育サービス等の充実を図る
- ・仕事と家庭の両立が図られるような雇用環境の整備に関する啓発や、男性の育児参加の促進を図る

(3) 社会全体で子育てを支える視点

- ・地域での子育て支援の充実といった、地域や企業などの社会の構成員がそれぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを応援する社会風土の醸成を図る

(4) 支援を必要とする子どもと家庭を支える視点

- ・児童虐待や障害を抱える子ども、また、ひとり親家庭といった何らかの支援を必要とする子どもと家庭を支えるための適切な支援を行う

(3)第3部 基本理念・基本目標等

第3部 基本理念・基本目標等

1 基本理念と基本目標

○基本理念「未来を担う子どもたちがすこやかに育つまち仙台」

- ・子どもの利益を最大限に尊重するとともに、豊かな人間性や自立性を身につける力をはぐくむ
- ・家庭が安心して子どもを生み育てることができる仕組みづくり、安心して生活できる地域づくりを行う
- ・仙台のまち全体が、子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを行う

○基本目標

(1)子どもが明るく元気に育つ環境

- ・将来社会で生きていく上で必要とされる規範意識や社会性等を身につけることができるよう、多様な体験や学びの機会、活動の場の充実を図る
- ・児童虐待や障害などにより、何らかの支援を必要とする子どもを支える取組みを行い、すべての子どもがすこやかに成長していくことができる環境づくりを目指す

(2)安心して子育てができる社会

- ・教育・保育基盤の整備、多様な保育サービス等の充実をはじめ、仕事と子育ての両立に向けた取組等を推進する
- ・親となる世代の不安感や負担感を軽減するため、相談機能や経済的支援の充実といった、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行う

(3)子どもと子育て家庭を応援する地域

- ・地域での子育て家庭の孤立化を防止するため、地域において子どもと子育て家庭が交流・相談できる場の充実を図る
- ・地域住民の協力のもと、子どもと子育て家庭を見守り、支えるネットワークづくりを目指す

(3) 第3部 基本理念・基本目標等(続き)

2 計画の体系

・基本理念、基本目標のもと、子どもと子育て家庭に関する施策を体系的に整理し、14の柱を基本に据えて、様々な施策の展開を図っていく

基本理念

未来を担う子どもたちがすこやかに育つまち仙台

基本目標

基本目標1
子どもが明るく
元気に育つ環境

施策体系

- (1) 子どものすこやかな成長を守るまちづくりの推進
- (2) 子どもの多様な学び・体験の場の充実
- (3) 生きる力をはぐくむ教育の充実
- (4) 子どもの活動拠点の整備と充実
- (5) 社会的自立への支援
- (6) 支援を要する子どもへの対応

基本目標2
安心して子育てが
できる社会

- (1) 子どもがすこやかに生まれ育つための保健・医療の充実
- (2) 教育・保育基盤の整備と保育サービス等の充実
- (3) 幼児期の教育・保育の質の確保のための取組
- (4) 仕事と子育ての両立に向けた取組
- (5) 家庭の子育て力向上のための取組
- (6) 子育て家庭に対する支援の充実

基本目標3
子どもと子育て家庭を
応援する地域

- (1) 地域の子育て支援力の充実
- (2) 地域における子育て支援施設等の充実

※詳細は資料2-2のとおり

(4)第4部 施策の展開

第4部 施策の展開

1 施策の展開:基本目標1「子どもが明るく元気に育つ環境」

(1)子どものすこやかな成長を守るまちづくりの推進

- 子どもの幸せと利益を最大限尊重する社会意識の醸成や子どもの権利意識の啓発を図る
- 子どもが健康で安全・快適な生活を送ることができる環境づくりを推進する

①子どもの権利の意識啓発の推進

- ・保育所や学校など子どもに関わる現場職員に対する研修会や、子どもや保護者に対する人権教育活動の推進を図る

②安全・快適な環境の確保・充実

- ・市営住宅への子育て世帯の優先入居の取組を進めるとともに、学校施設や都市公園の整備を進める
- ・防犯対策や交通安全対策を進め、子どもにとって安心・安全な環境づくりを進める

③学校保健や医療の充実

- ・予防接種による子どもの感染症予防を推進する
- ・学校における保健教育や性教育などの充実に取り組む

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(2) 子どもの多様な学び・体験の場の充実

○子どもが多様な学びや体験などを通じて、豊かな人間性や社会性を身につけ、成長することができるよう、社会体験や親子交流、遊びやスポーツ・文化といった様々な体験や学びの場の創出に取り組む

①社会体験、自然体験や親子交流など多様な体験・学習機会の充実

・社会体験、自然体験や親子交流など多様な体験・学習機会の充実のため、体験参加型の学びの場や読書環境の充実を図る

②豊かな遊び・スポーツ・文化環境の形成

・スポーツ活動への参加の機会の拡大や音楽等の芸術文化に親しむための環境づくりなど、子どもの豊かな感性と創造性をはぐくむための取組を推進する

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(3) 生きる力を育む教育の充実

- 次代の担い手である子どもが、社会的に自立することができるよう、健やかな心と体の育成や、確かな学力の育成など教育の充実を推進する
- 生涯の人格形成の基礎を培う上で重要な役割を担う幼児教育の充実に取り組む

① 健やかな心と体の育成

- ・思春期保健の充実や児童生徒の心のケアの推進、未就学児も含めた体力向上のための取組を進めるなど、子どもの心身の健全な育ちのための事業を推進する

② 確かな学力の育成

- ・小中学校における少人数学習によるきめ細やかな指導や、自立する力を育むための教育を充実させる
- ・保・幼・小の連携を推進する

③ 幼児教育の充実

- ・幼稚園、保育所等における幼児教育の充実に向けた取組を推進する
- ・食育の推進や絵本を通じた読書の楽しみを発見する機会の充実を図る

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(4) 子どもの活動拠点の整備と充実

○子どもが自由に遊び、楽しく安心して過ごすことができ、様々な遊びや異なる年齢の子どもたちとの交流などを通じて、健全に成長していくことができるよう、居場所の確保・充実を図る

① 児童館の整備や放課後子どもプランの推進等による子どもの居場所の確保・充実

- ・放課後等の子どもの安全な居場所の確保・充実を図るため、児童館の整備や放課後子どもプランを推進する

② 中高生の活動の場の充実

- ・中高生の自主活動の支援など、家庭や学校以外の場における活動を支援する

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(5) 社会的自立への支援

○次代の担い手である子どもが、命の大切さや家庭の役割等について理解を深め、豊かな人間性をはぐくむとともに、将来自立し、地域社会を担っていけるよう、子どもたちの健全育成と教育の充実を図る

○不登校やひきこもりなど、何らかの問題を抱える子どもが、社会的に自立して生活を送ることができるよう支援する

①親となり次代を担う子どもたちへの教育・啓発の充実

- ・人権教育や保健教育等の推進、防災教育など、次代の親として将来の社会生活に求められる知識等の習得・啓発に取り組む

②不登校・ひきこもりへの支援の充実

- ・不登校児童・生徒達に対する活動の場の提供や、相談機能の充実を図る
- ・仙台市不登校支援ネットワークにおいて、不登校や引きこもりの子どもの自立に向けた支援を推進する

③社会性の向上や就労への支援の充実

- ・高校生の就業体験の機会の充実や無職の青少年の就労支援などに取り組み、社会性の向上や社会的・職業的な自立に向けた支援を推進する

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(6) 支援を要する子どもへの対応

○児童虐待や心身の障害や発達に遅れのある子どもなど、何らかの支援を要する子どもの健やかな成長を目指して、支援の充実を図る

①児童虐待防止対策の充実

- ・乳幼児虐待の要因の一つである産後うつ病の早期発見のための、エジンバラ産後うつ病質問票の全数実施や、乳幼児健診未受診者への受診勧奨を通して、要支援家庭の早期発見につなげる
- ・児童相談所の機能強化や、妊娠期からの相談支援など、相談機能の充実を図る
- ・要保護児童対策協議会における関係機関や医療機関との連携を図る

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

②障害のある子どもなどへの支援の充実

- ・先天性代謝異常検査事業により、障害の早期発見に努める
- ・小児慢性特定疾患を抱える子どもとその家族への相談支援の充実を図る
- ・自立支援医療といった医療給付を充実させることにより、子どもの成長を支える
- ・保育所、幼稚園、児童館等における受け入れ体制の充実や、障害児通園施設などの施設整備を行い、障害のために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図る

③養護を必要とする児童への対応の充実

- ・何らかの事情で社会的な養護が必要な子どもを、できるだけ家庭的な環境の下で養育するため、里親制度の運営やファミリーホーム事業などを推進する
- ・児童養護施設の小規模化を推進する

(4) 第4部 施策の展開(続き)

1 施策の展開:基本目標2「安心して子育てができる社会」

(1) 子どもがすこやかに生まれ育つための保健・医療の充実

○母子の健康保持増進や疾病の早期発見、生活習慣の形成など、母子がともに健康に生活を送ることができるよう母子保健の充実を図る

○小児医療や周産期医療体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備に取り組む

①母子保健の充実

- ・妊婦健康診査、乳幼児健康診査、新生児等訪問指導の充実など、母子の健康の保持・増進のための取組を推進する
- ・妊娠等に関する相談機能の充実を図る

②小児医療、周産期医療体制の充実

- ・新市立病院における周産期医療体制の整備を行う
- ・市内の小児科の救急医療体制の整備を行う

(4)第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(2)教育・保育基盤の整備と保育サービス等の充実

○共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴う保育ニーズの高まりと多様化、また、家庭の子育て支援ニーズに対応するため、教育・保育基盤の整備や保育サービス等の充実を図る

①教育・保育基盤の整備

- ・保育所入所待機児童の解消に向け、保育需要が見込まれる地域における保育所の整備や認定こども園の普及に向けた支援を行う
- ・地域型保育事業(※)の参入による、身近な地域での保育ニーズへの対応を図る
※地域型保育事業...家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業

②多様な保育サービス等の充実

- ・延長保育や病児・病後児保育といった、働きながら子育てをする家庭を支援するサービスの充実を図る
- ・すくすくサポート事業や子育て支援ショートステイといった、在宅家庭も利用できる一時的な保育サービス等、多様なサービスの充実を図る

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(3) 幼児期の教育・保育の質の確保のための取組

○幼児期の教育・保育の量の確保のみでなく、保育士等の研修の実施による質の確保、人材の確保に努めるとともに、教育・保育の内容の充実を図る

①教育・保育従事者の質の確保・向上

- ・保育所職員や幼稚園教諭、地域型保育事業の従事者に対する研修を実施する
- ・認可外保育施設に対する指導・助言を行う
- ・保育に従事する人材の確保・育成に取り組む

②幼児教育の充実(再掲)

- ・幼稚園、保育所等における幼児教育の充実に向けた取組を推進する
- ・食育の推進や絵本を通じた読書の楽しみを発見する機会の充実を図る

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(4) 仕事と子育ての両立に向けた取組

○仕事をもちながら、子どもを生き育てることができる社会環境の構築を目指し、仕事と子育ての両立や男性の家事・育児参加についての啓発を行う

①両立支援・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組の推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、企業に向けた啓発を行う
- ・男性の家事・育児への参加の促進を図る

②女性の就業継続・再就職の支援促進

- ・女性の就労継続・再就職の支援の促進のための講座の開催や、女性の人材活用等に関する企業への啓発等を行う

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(5) 家庭の子育ての力の向上のための取組

○子育て家庭が育児に対して感じている不安感や負担感を軽減し、親が子育てを通じて成長していくという「親育ち」(※)を支援する

※「親育ち」...周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくこと(子ども・子育て支援法に基づく基本指針より)

①子育てに関連する情報提供・相談機能等の支援の充実

- ・区役所等における専門的な相談に加え、保育所等における身近な地域での相談支援、電子メールによる情報提供など、多様な相談支援・情報提供の充実を図る
- ・両親教室・母親教室、育児教室といった各種教室や、育児に関する知識を習得するための講座の開催など、育児不安の解消と家庭の子育て力の向上を図る

②男女がともに担う子育て

- ・子育てへの父親の参加を促進するための講座や啓発の充実を図る

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(6) 子育て家庭に対する支援の充実

○子育てに要する経済的負担の軽減や、ひとり親家庭等の何らかの支援が必要な家庭への支援、バリアフリーの理念に基づく子どもとともに出かけやすい環境の整備など、子育て家庭に対する支援の充実を図る

① 子育てに要する経済的負担の軽減

- ・医療費や保育所・幼稚園に係る保育料、小・中学校の学用品や給食費等の援助等により、子育てや教育・保育に要する費用の軽減を図る

② ひとり親家庭やDV被害者等、支援が必要な家庭への対応の強化

- ・ひとり親家庭を対象とした生活支援、就業支援、経済的支援を行い、自立の支援を行う
- ・障害児を抱える家族の負担感の軽減に向けた支援の充実を図る

③ 子育てバリアフリーの推進

- ・公共建築物や公共交通機関などのバリアフリー化等によって、妊産婦や乳幼児連れの方が外出しやすいまちづくりを進める

④ 児童虐待防止対策の充実(再掲)

- ・新生児等訪問指導や乳幼児健診などの機会を捉えて支援が必要な家庭を早期に把握するとともに適切な養育支援を行う
- ・虐待予防のための健康支援教室等、相談機能の充実を図る

(4)第4部 施策の展開(続き)

1 施策の展開:基本目標3「子どもと子育て家庭を応援する地域」

(1)地域の子育て力の充実

- 地域が従来有していた見守り機能の回復を目指す
- 地域における子育て支援ネットワークの構築を推進する

①多様な担い手による子育て支援の地域ネットワークの構築と豊かな地域社会の形成

- ・育児サークルや託児ボランティアなどの地域における子育て支援活動団体の活動を支援する
- ・全市的な子育て支援ネットワークを構築し、支援者同士の連携の強化を図る
- ・子どもと子育て家庭が地域住民と交流できる場や機会の充実を図る

②児童虐待防止対策の充実(再掲)

- ・児童虐待の予防と早期発見、早期支援のため、関係機関との連携を図る
- ・児童虐待防止推進員を地域の拠点となるすべての施設に配置する

③育児不安の軽減と子育て家庭の孤立化の防止

- ・地域において子育て家庭が孤立しないよう、訪問相談や交流の場の充実を図る

④子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成

- ・地域で活動する子育て支援者の研修の実施等による、支援者の育成や質の向上を図る
- ・地域住民向けの子育て支援に関する講座や研修会を開催する

(4) 第4部 施策の展開(続き)

(前項の続き)

(2) 地域における子育て支援施設等の充実

○地域子育て支援の拠点となる施設の整備や子育てしやすいまちづくりを推進する

① 子育て支援施設等の充実

- ・子育てふれあいプラザのびすくの全区への整備を進める
- ・子育て支援施設の整備を検討し、地域における子育て支援の拠点整備を進める

② 児童館の整備や放課後子どもプランの推進等による子どもの居場所の確保・充実(再掲)

- ・児童館の整備や放課後子どもプランの推進により、地域における子どもの居場所の確保や活動機会の充実を図る

(4)第4部 施策の展開(続き)

2 主な事業

- ・基本施策ごとに事業を整理する
- ・事業名、事業概要、担当課を記載
- ・事業計画に該当する事業には★印をつける等、事業計画に該当する事業が分かるように記載する

【イメージ】

No	事業名	事業概要	担当課
1	〇〇推進事業	△△...	子供未来局□□課
2			

⋮

(5)第5部 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第5部 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域について

- ・教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を記載

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

- ・各年度における教育・保育の量の見込みを記載
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載

【イメージ】

○教育・保育

	1年目				2年目				
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0歳 保育の必 要性あり	1-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0歳 保育の必 要性あり	1-2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	100人	150人	300人	200人	100人	150人	
②確保の内容	教育・保育施設	300人	150人	50人	100人	300人	180人	70人	100人
	地域型保育事業			10人	20人			20人	30人
②-①過不足	0人	▲50人	▲40人	▲30人	0人	▲20人	▲10人	▲20人	

.....

5年目			
1号認定	2号認定	3号認定	
3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0歳 保育の必 要性あり	1-2歳 保育の必 要性あり
300人	200人	100人	150人
300人	200人	70人	100人
		30人	50人
0人	0人	0人	0人

供給不足となっている区分については、網掛けの部分で確保

(5)第5部 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(続き)

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- ・各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを記載
- ・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載

【イメージ】

○地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	5年目
① 量の見込み	3,000人(5か所)	3,000人(5か所)		3,000人(5か所)
② 確保の内容	2,500人(4か所)	2,500人(4か所)		3,000人(5か所)
②-① 過不足	▲500人	▲500人		0人

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	5年目
① 量の見込み	8,500人	8,500人		8,500人
② 確保の内容	7,500人	8,000人		8,500人
②-① 過不足	▲1,000人	▲500人		0人

(6) 参考資料

参考資料

参考資料

- ・仙台市の人口、保育所待機児童数の推移等の関連データを掲載
- ・仙台市子ども・子育て会議委員名簿を掲載
- ・用語解説